

青年一般支部綱領

- 1 私たちは、貧困をなくし、青年労働者の労働条件と社会的地位の向上を目指す。
- 2 私たちは、日本労働者階級の解放を目指し、そのためにすべての人が安定した雇用で働くことができ、また必要な社会保障を受けることのできる「新しい福祉国家」の実現を目指す。
- 3 私たちは、目的を達成するためにすべての労働者、市民との連帯をすすめ、日々努力する。

青年一般支部規約

第1条 支部の名称・所在地

支部の名称は東京公務公共一般労働組合青年一般支部とし、通称を首都圏青年ユニオンとする。所在地は東京都豊島区南大塚2-33-10東京労働会館内とする。

第2条 目的

支部は組合員の労働条件と社会的地位の向上と、民主的で平和な社会の実現を目指し、すべての人が人間らしく生きていける社会を実現するため、支部の綱領宣言および決議を遂行することを目的とする。

第3条 支部組合員の資格

支部は東京公務公共一般労働組合規約で定める資格を持つもので、青年労働者で構成するものとする。

第4条 支部組合員の平等

何人もすべて、いかなる場合においても人種、国籍、思想、信条、宗教、性別、門地または身分によって差別されず、支部組合員たる資格を奪われない。

第5条 支部組合員の権利

この支部組合員はすべて、この支部のすべての問題に参加する権利および、均等に取り扱いを受ける権利を有するものであり、東京公務公共一般労働組合規約第23条但し書きおよび第33条に該当しない限り、次の権利を持っている。

- 1 支部組合員の獲得した諸条件および支部が行なう事業の特典を享有する権利。
- 2 役員選挙権、被選挙権および改選要求権。
- 3 支部の諸会議に規約に基づいて出席し、発言し、採決に加わる権利、及び自己に不利益な決議をしようとするあらゆる会議に、自己自ら出席し、弁明する権利。
- 4 支部運営についての批判ないし意見を自由に機関に申し出て、また必要に応じて会計簿冊及び証拠書類を閲覧する権利。

第6条 支部組合員の義務

この支部組合員は全て、次の義務を持っている。

- 1 綱領・規約及び機関の決定に従い組合・支部の強化発展に尽力する義務。
- 2 組合・支部の各種会議に規約に基づいて出席する義務。

務。

- 3 組合費及び機関の決定に基づく臨時費を納入する義務。

第7条 機関の種類

支部に次の機関と分会を置く。

- 1 支部大会
- 2 支部執行委員会

第8条 分会

支部には職域、地域などの特性を考慮しつつ分会を置く。分会には分会規程を置くことができる。分会規程は規程準則によるものとする。

第9条 支部大会

大会は支部の最高議決機関で、大会に参加する支部組合員で構成する。大会に参加する支部組合員数が支部組合員現数の10分の1を下回った場合、大会は不成立とする。議長は出席する支部組合員から選出する。議事は出席する支部組合員の過半数を持って決め、可否同数の場合は議長が決める。

第10条 定期支部大会・臨時支部大会

定期支部大会は毎年10月ないし、11月を原則とし開催する。

臨時支部大会は次の場合に開催する。

- 1 支部執行委員会が必要と認めた場合。
- 2 支部員の3分の1以上が開催を要求した場合。

第11条 支部執行委員会の性格と構成

支部執行委員会は支部の執行機関で支部長・副支部長・事務局長・事務局次長・会計および執行委員で構成する。

第12条 支部執行委員会の招集

支部執行委員会は必要に応じて支部長が召集し、議長となる。

第13条 各種専門委員会

支部執行委員会のもとに、適宜その必要性において専門委員会を置く。

第14条 役員

支部に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| 1 支部長 | 1名 |
| 2 副支部長 | 若干名 |
| 3 事務局長 | 1名 |
| 4 事務局次長 | 若干名 |
| 5 会計 | 1名 |
| 6 執行委員 | 若干名 |
| 7 会計監査 | 1名 |

第15条 役員を選出

役員は支部大会代議員の直接無記名投票をもって支部組合員から選出する。

第16条 役員の解任

役員は支部大会による改選の他、支部組合員の3分の2以上の改選要求があった場合に改選する。

第17条 役員の任務

役員の任務は次の通りである。

- 1 支部長は支部を代表し、業務を統括する。
- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故ある時は代理する。
- 3 事務局長は常時事務を処理する。
- 4 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故ある時は代理する。
- 5 執行委員は常時業務を分掌する。
- 6 会計は経理を処理する。
- 7 会計監査は会計を監査する。

第18条 役員の任期

役員の任期は定期大会から次期大会までとする。

第19条 組合の経費

支部の経費は組合費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第20条 組合費

組合費は本部費を含めて、別表の通りとする。

但し、緊急に必要な場合は支部大会または執行委員会の決議によって臨時に徴収することができる。

第21条 特別組合費

分会または組合員が、使用者と闘って名目如何にかかわらず金銭を取得した場合、その総額の一定割合を特別組合費として納入する。その割合については執行委員会で定める。

第22条 他の支部に籍を置く組合員の組合費

既に東京公務公共一般労働組合の組合員で、他の支部に籍があり組合費を納めているものは支部運営費として月額500円を支部に納める。

第23条 組合費の取り扱い

納入した組合費は一切返戻しない。会計年度は九月一日から翌年八月末日までとする。予算および決算は支部大会での議決・承認を必要とする。

第24条 会計監査

決算及びそれに関連する全ての会計報告は支部大会の決議、承認を受けるにあたって、会計監査の監査を受けなければならない。

第25条 会計監査規定

会計監査規定は別途規定する。

第26条 加入・脱退

この支部に加入するものは支部長に加入届を提出する。

加入に際しては、支部執行委員会の審査・承認を必要とする。

この支部を脱退しようとするものは、その理由を明記して支部長に申し出て、支部執行委員会の議決をへるものとする。

なお、脱退と同時に全ての権利を失うものとする。

第27条 改廃

この支部規約の改廃は支部大会で行い、構成代議員の直接無記名投票により、その過半数の支持を得て決定する。

第28条 施行

この規約は2000年12月1日から施行する。

- 2 2001年9月21日改正(第22条組合費の取り扱い)
- 3 2002年9月29日改正(第1条支部の名称・所在地、第11条支部執行委員会の性格と構成、第13条各種専門委員会(新設)、第14条役員、第17条役員の任務)
- 4 2003年9月28日改正(第20条組合費)
- 5 2008年9月23日改正(第10条 定期支部大会・臨時支部大会、第13条 各種専門委員会)
- 6 2009年11月1日改正(支部綱領・第2条目的・第3条支部組合員の資格・第9条支部大会)
- 7 2010年12月5日改正(支部綱領)
- 8 2012年12月22日改正(第14条役員・第21条特別組合費(新設))
- 9 2015年12月23日改正(第11条支部執行委員会の性格と構成)

別表

月収(万円)	組合費	本部費	本部費 (常勤)
0	500	200	200
5万円未満	1000	600	
5～	1000	800	
10～	1300	800	700
10.5～	1300	1200	700
12～	1500	1200	840
14～	1700	1200	980
16～	1900	1200	1120
18～	2100	1200	1260
20～	2300	1200	1400
22～	2500	1200	1540
24～	2700	1200	1680
26～	2900	1200	1820
28～	3100	1200	1960
30～	3300	1200	2100